

(案)
業務委託契約書

業務名 令和6～8年度 那覇エコアイランド管理運営業務委託
履行場所 那覇港新港ふ頭地区（那覇市港町4丁目3番6の地先）
履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

上記の委託業務について、委託者 那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と受託者 △△△△△△△△△△（以下「乙」という。）との間で次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

- 第1条 甲、乙両者は、本契約及び令和6～8年度 那覇エコアイランド管理運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところにより、信義、誠実を重んじて契約を履行しなければならない。
- 2 この契約書及び仕様書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。ただし、軽微な事項については、甲より乙への指示による。

(委託料及び支払いの方法)

第2条 委託料は、次のとおりとする。

総額 ¥△△, △△△, △△△－（うち消費税及び地方消費税額 ¥△, △△△, △△△－）

(内訳)

令和6年度 (令和6年4月1日～令和7年3月31日まで)
¥△△, △△△, △△△(消費税及び地方消費税込み)
令和7年度 (令和7年4月1日～令和8年3月31日まで)
¥△△, △△△, △△△(消費税及び地方消費税込み)
令和8年度 (令和8年4月1日～令和9年3月31日まで)
¥△△, △△△, △△△(消費税及び地方消費税込み)

- 2 乙は、毎月の業務完了後に業務月報および業務報告書等を添付して、前項に定める委託料を請求する。
- 3 委託料の支払いは、年額を4で除した金額を3ヶ月単位で行う。
- 4 甲は、前項の支払額（3ヶ月単位）を、毎月の履行確認後、乙からの請求に基づき請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(権利、義務の譲渡及び再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利、義務の一部、又は全部を第三者に譲渡、もしくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。また、本業務を再委託

してはならない。

(関係法令の遵守)

第4条 乙は、業務の遂行に際し、関係法令及び監督官庁の指導、命令等を遵守し、万一これに違背した場合は一切の責任を負わなければならない。

(安全管理業務)

第5条 乙は、設備及び労働の安全衛生を確保し、災害を防止するとともに、関係法令等に定める有資格者を仕様書に基づき配置するものとする。また、業務従事者に対しては業務遂行上必要な教育を実施しなければならない。

2 乙の費用により、定期的に業務従事者の健康診断を実施しなければならない。

(業務の内容)

第6条 甲の委託する管理運営業務内容並びに施設への一般廃棄物の受け入れ時間等は、仕様書において定める。

(作業設備の使用)

第7条 甲は、乙が作業を行うために必要な設備並びに物品を無償で乙に貸与するものとする。貸与設備並びに物品は仕様書で定める。

2 乙は、前項の設備並びに物品を善良なる管理者の注意を持って、業務の遂行のためだけに使用しなければならない。

3 乙は、故意又は重過失により、設備・備品及び機器類を毀損し、滅失したときは自己の責任において直ちに修理または補充しなければならない。

(業務従事者)

第8条 乙は、受託業務を行うため、仕様書に定める人員を管理現場に常駐させなければならない。ただし、故障及び事故等不測の事態が発生し、現場への支援が必要なときは、臨機にこれに対応しなければならない。

2 乙は、主任技術者を選任して甲に届けるとともに、主任技術者に本施設の維持管理に関して甲の選任する職員との連絡調整にあたらせるものとする。

3 乙は、業務遂行に当たり、関係法令に基づく資格免許を有する者を配置するとともに、現場従事者の資格リストを事前に甲に提出するものとする。

4 乙は、現場従事者の行為の一切の責任を負う。

(労働付保険および保証手続)

第9条 乙は、作業員を労働者災害補償保険法の保険に付さなければならない。

2 乙は乙の作業員が業務中、負傷し、疾病にかかり、または死亡したときは、労働者災害補償保険法による手続きを行わなければならない。

(業務実績報告)

第10条 乙は、各月の業務を完了したときは速やかに業務実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は前項の報告書を受理したときは速やかに検査しなければならない。

(業務の査察)

第11条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、甲の職員をもって乙の業務内容を必要に応じて調査し、又は作業に立ち会う等、必要な査察を行う。

(定期試験等)

第12条 乙は、定期的に処分場・施設内の簡易な水質分析及びサンプリングを行い、各月報提出時または甲の要求があった時は、これを提出しなければならない。

(契約の変更等)

第13条 甲または乙が契約内容の一部を変更しようとするときには、1ヶ月前までに申し出て、甲乙協議の上決定するものとする。

2 乙は業務従事者の異動については、仕様書のとおりとし、予め書面をもって甲の承諾を得なければならない。

(緊急時等の措置)

第14条 乙は、事故が発生した場合は、臨機の措置をとり、甲に報告しなければならない。事故及び災害に対する応急処置については、仕様書において定める。

(損害賠償)

第15条 乙が本契約の諸条項に違反し、あるいは乙または乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲に不測の損害を与えたときは、乙はその損害の一切の責を負う。

2 甲は請求金額の不払いをもって前項の損害賠償金の一部に充当することができる。

3 乙は管理業務の実施に関連して、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責任を負う。

(契約の解除)

第16条 契約を解除するときは、3ヶ月前までに契約解除の通告をするものとする。ただし、甲は乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なしに、乙が契約書及び仕様書どおりの業務を履行しないとき。

(2) 乙が契約に違反し、それにより契約の目的が達成できないと認められるとき。

(3) 甲が行政上、この契約を解除する必要があるとき。

(解除による物件の引取)

第17条 契約を解除した場合において、乙は貸与品、支給品その他甲の所有に属する物件があるときは、これを甲に返還するとともに、乙の所有物件は甲が定めた期間中に引き取らなければならない。

(業務の引継)

第18条 次年度の契約業者が変更になった場合は、契約期間に関係なく業務の引継を行うものとする。

(争議行為の通知義務、臨時措置)

第19条 乙は乙の従業員との間に争議行為が発生する恐れのあるときは、甲に対して直ちに通知しなければならない。

2 乙は前項の争議行為によって受ける業務上の支障を回避する目的をもってする甲の臨時の措置に対して異議を申し立てることはできない。

(裁判管轄)

第 20 条 この契約に関する訴訟の裁判管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

(秘密の保持)

第 21 条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を漏らし、また他の目的に利用してはならない。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 月 日

甲 南風原町字新川 6 5 0 番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 覚

乙    